

調査にご協力  
ください

## 地籍調査～「地籍」は土地の「戸籍」です～

地籍調査は、土地登記の単位である「筆（ふで）」ごとに、所有者・地番・地目および境界の調査と測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作製する事業です。皆さんの財産である土地の保全に万全を期するため、調査にご協力をお願いします。



▼令和4年度地籍調査実施予定地 浜の町東1丁目、浜の町東2丁目、浜の町東3丁目、浜の町東4丁目、浜の町東5丁目

### ▼土地所有者へのお願い

○あらかじめ、隣接する土地の所有者と土地の境界を確認してください。

○土地の境界が雑草などで確認しにくい場所は、刈り払いなどを行い、境界を明らかにしてください。

○立ち会いの通知は登記名義人に送付しますので、売買などにより登記が済んでいない場合は、早めに登記手続きをしてください。

■問い合わせ先 資産税課地籍調査係（☎40-3632）

地籍調査の進め方	
5月中旬	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域での説明会は行わず、地権者には個別に地籍調査の概要をまとめた文書と調査地域を示した図面を送付します。
6月上旬から7月にかけて	現地調査開始 ・立会通知書（はがき）の送付…現地調査の対象地や立会日時をお知らせ ・現地調査当日…立会通知書に記載された対象地を調査（本人が立ち会いけない場合は、代理人を選任してください）
8月以降	測量を行い、地籍図・地籍簿を作製
翌年2月中旬～3月上旬	作製した地籍図・地籍簿の閲覧…地元の集会所と資産税課で20日間実施予定（本人または代理人の確認が必要） ↓ 閲覧の結果、異議がなければ県の認証を経て法務局へ ↓ 調査結果に基づき登記簿を訂正…地籍図は公図として法務局に備え付け

住宅の改修費を  
給付します

## 弘前市重度知的障がい者・重度精神障がい者 住宅改修費給付事業

在宅の重度知的障がい者（児）または、在宅の重度精神障がい者（児）（以下「障がい者」という）に対して、日常生活上の負担軽減を図るための住宅改修費を給付します。

▼対象 弘前市に居住の愛護手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、他の住宅改修制度を利用できない人

※障がいのある人または世帯員のいずれかが、市民税所得割額が46万円以上の場合を除く。

▼給付額 基準額（上限額）20万円または実際の改修費のいずれか低い額（原則1割の自己負担あり）

※給付は1回限り。給付は施工業者に直接支払われます。

▼住宅改修の範囲 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便所等への便器の取り替え、床材のクッション素材または汚れが拭き取りやすいものへの

貼り替え、壁のクッション素材または防音効果のある素材への貼り替え、二重窓の設置、その他障がい者の在宅生活のために必要な工事



※新築、増築は不可／令和4年度内に完了する住宅改修工事に限る。

▼申請方法 申請書に必要事項を記入し、住宅改修の見積書、見取り図、写真などを添えて障がい福祉課（市役所1階）へ提出してください。

※改修前に申請が必要です／申請書は障がい福祉課窓口で配布しています／申請後に現地調査を受ける必要があります。

▼受付期間 随時受付を行っています。予算がなくなり次第終了しますので、申請が可能な事前にお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 障がい福祉課障がい者医療・給付係（☎40-7036、ファクス32-1166）



## あなたのUターン 応援します！

働き方や生き方を見直す人が増え、地方移住への関心が高まっている今、県外在住の弘前出身者のUターンを、さまざまな取り組みで後押しします。

### Uターン就職等支援金

県外在住の弘前市出身者が弘前市にUターンし、県内企業に就職等をした際に、支援金を交付します。

▼交付額 単身での移住…30万円、2人以上世帯での移住…50万円

### ▼交付条件

①直近5年以上県外に在住しており、令和4年6月1日以降に弘前市へUターン（住所異動）すること

②次のいずれかに該当すること

(1) 県公式就職情報サイト“あおもりジョブ”に掲載されている法人等へ就職する

(2) プロフェッショナル人材事業または先導的人材

マッチング事業（内閣府）を利用して就業する

(3) Uターン前の仕事をテレワークで継続する

(4) Uターン時の年齢が40歳未満で、就職、就農、起業または事業承継する

このほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 商工労政課雇用支援係（☎35-1135）

こちらも  
CHECK!

東京23区からのUターンの場合は、「東京圏UJIターン就職等支援金」があります。



### リモートワーク移住体験モニター事業

移住お試しハウスに4泊5日～6泊7日滞在しながら、コワーキングスペース等でリモートワークを実施していただきます。移住お試しハウスの滞在費、コワーキングスペースの利用料は無料！交通費を最大1万5,000円まで補助します。

▼参加条件 ①おおむね40歳までの会社員または個人事業主で、弘前圏域市町村へのリモートワーク移住を検討していること、②弘前圏域出身である場合…県外在住であること／弘前圏域出身ではない場合…東京圏在住であること、③モニターの様子を自身のSNS等で発信すること

※モニターの申し込み受け付けは、6月中旬頃開始予定です。

■問い合わせ先 企画課人口減少対策担当（☎40-7121）



詳細はこちら

### ひろさき移住サポートセンター 東京事務所 無料職業紹介事業

弘前市への移住希望者に職業をあっせんする無料の職業紹介事業です。希望の求人情報が見つければ紹介状も作成します。

■問い合わせ先 ひろさき移住サポートセンター東京事務所（☎03-6256-0801）



詳細はこちら

### 青森県UJIターン還流促進交通費助成

県外在住の人を対象に、県内での就職活動やインターンシップに参加する際にかかる交通費等を助成します。

■問い合わせ先 県商工労働部労政・能力開発課産業人材確保支援グループ（☎017-734-9398）



詳細はこちら

### ひろさきコミュニティ・ラボ

ひろさき移住サポートセンター東京事務所では、おおむね18歳～30代の弘前圏域市町村に興味がある若者を中心に、自由に会話ができる気楽な交流会をオンラインで開催しています。「地元が懐かしい!」「津軽弁を話したい!」といった理由での参加も大歓迎です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

▼開催日時 毎月最終火曜日、午後7時～8時  
※事前の申し込みが必要。

■問い合わせ先 ひろさき移住サポートセンター東京事務所（☎03-6256-0801）



詳細はこちら

ひろさき移住サポートセンター  
東京事務所スタッフ



広報ひろさき 2022.6.1